

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和3年7月29日（木） 15:05

子ども図書館 2階 大研修室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第16号「通学区域の変更について」

(学校規模適正化担当課長)

議案第17号「北九州市奨学資金貸付審議会委員の委嘱について」

(学事課長)

議案第18号「北九州市図書館協議会委員の委嘱について」

(中央図書館 庶務課長)

議案第19号「旧戸畑図書館用地の用途廃止・所管換について」

(中央図書館 庶務課長)

議案第20号「北九州市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について」

(子ども図書館長)

(2) 報告

報告第2号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、
休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について」

(総務課長)

(3) 協議

協議①「北九州市小中一貫・連携教育基本方針改訂案について」

(計画調整担当課長)

(4) その他報告

その他報告①「小倉南図書館の指定管理者の募集について」

(中央図書館 庶務課長)

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- 1 開催年月日 令和3年7月29日（木）
- 2 開催時間 15:05～16:50
- 3 開催場所 子ども図書館 2階 大研修室
- 4 出席者 (教育長) 田島 裕美
(教育委員) シヤルマ 直美 平野 氏貞 大坪 靖直
津田 恵次郎 竹本 真実
- 5 事務局職員
- | | |
|-------------|--------|
| 教育次長 | 古小路 忠生 |
| 総務部長 | 小杉 繁樹 |
| 教職員部長 | 高松 淳子 |
| 学校支援部長 | 春日 伸一 |
| 学校教育部長 | 高橋 英樹 |
| 次世代教育推進部長 | 金子 二康 |
| 総務課長 | 田中 真徳 |
| 企画調整課長 | 浜崎 善則 |
| 学校規模適正化担当課長 | 松本 聡 |
| 教職員課長 | 立花 昭一 |
| 制度サービス担当課長 | 上野 正彦 |
| 学事課長 | 久保 慶司 |
| 指導企画課長 | 奥村 和美 |
| 学校経営・教育指導課長 | 澤村 宏志 |
| 教育振興担当課長 | 竹永 政則 |
| 生徒指導・教育相談課長 | 中溝 直樹 |
| 特別支援教育課長 | 小西 友康 |
| 教育情報化推進課長 | 赤瀬 正信 |
| 中央図書館庶務課長 | 三ツ廣 託則 |
| 子ども図書館長 | 河村 信孝 |
- 6 書 記
- | | |
|---------|-------|
| 総務課庶務係長 | 増田 真二 |
| 総 務 課 | 事柴 佑斗 |
- 7 会議の次第 別紙のとおり

教育委員会(定例会)会議録(令和3年7月29日)

1 開 会

15:05 田島教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

田島教育長が会議録署名委員に、大坪委員と竹本委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・協議①「北九州市小中一貫・連携教育基本方針改訂案について」

3 案 件

(1) 公開案件

議案第16号「通学区域の変更について」

本議案の提案理由を学校規模適正化担当課長が説明。

[提案理由要旨]

到津小学校、清水小学校、板櫃中学校及び篠崎中学校の通学区域の一部を変更するもの。

原 案 可 決

議案第17号「北九州市奨学資金貸付審議会委員の委嘱について」

本議案の提案理由を学事課長が説明。

[提案理由要旨]

北九州市奨学資金貸付審議会の委員について、委員の辞任に伴い、新たに委員を委嘱するもの。

大 坪 委 員／今回の議案のように、委員が任期の途中で変更となる場合はあるが、どういった理由で代わったりするのか。

学 事 課 長／今回は、年度替わりの異動等に伴う改選となるが、各団体の役員が決まるのが、だいたい4月から5月頃となる。

P T A協議会は、役員改選が6月となっており、その役員等が決定してから、各団体から新たな委員の推薦をいただいくこととなるため、委員の候補が出揃うのが6月中旬頃となる。

それから、教育委員会会議に諮るまでに、女性の参画率などを調整するため、1ヶ月程度の期間が必要となるため、教育委員会会議に議案を提出することができるのが7月頃となっている。

原 案 可 決

議案第18号「北九州市図書館協議会委員の委嘱について」

本議案の提案理由を中央図書館庶務課長が説明。

[提案理由要旨]

北九州市図書館協議会の委員について、委員の辞任に伴い、新たに委員を委嘱するもの。

原 案 可 決

議案第19号「旧戸畑図書館用地の用途廃止・所管換について」

本議案の提案理由を中央図書館庶務課長が説明。

[提案理由要旨]

旧戸畑図書館の用地について、用途を廃止し、所管換を行うもの。

原 案 可 決

議案第20号「北九州市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について」

本議案の提案理由を子ども図書館長が説明。

[提案理由要旨]

北九州市子ども読書活動推進会議の委員について、委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するもの。

シヤルマ委員／図書館・読書ボランティアの区分から、今まで3名推薦いただいていたようだが、今後は、2名となっていくのか、お聞きしたい。

また、図書館協議会と子ども読書活動推進会議の委員で、重なっている委員が何名かいるようだが、何か理由があつてそのようになっているのかお聞きしたい。

子ども図書館長／絵本カーニバルは、教育委員会が主催している事業で、平成22年度から続いている。

この事業が始まった当初は、委員として入っていただいていたが、事業も安定して行っており、また、委員長の年齢のこともあるため、今回のタイミングで辞任いただいた。

委員が重複していることについてだが、特に重複している理由があるわけではないが、やはり図書館の運営や事業について、共通した意見をいただきたいという思いがあつたため、重なったものであると考えている。それぞれの協議会については、それぞれ各団体へ推薦を依頼している。

平野委員／社会教育で公募委員の山中氏について、図書館協議会でも委員をなされているようだが、これは何か一定の指針があるのか。

子ども図書館長／こちらも同様にあくまで、それぞれの協議会等が関係団体へ推薦を依頼しているため、結果としてこのようになったということである。

平野委員／状況としてはよくわかった。

しかし、結果的にはいえ、やはりあまりにも委員の重複が多くなってくると、それぞれの協議会が正しく機能しているのかと、疑問を抱いてしまう。

健全な運営ができていれば問題は無いが、この委員の重複については、今後気にしていただきたい。

竹本委員／読書活動などの現場を一番よく知っているのは、図書館職員や図書館司書として職務に従事している方々だと思っている。そのため、現役で活躍されている図書館司書の方々などを、この委員に迎え入れることはできないのか、お聞きしたい。

子ども図書館長／委員の意見はよくわかった。今後の参考としたい。まずは、学校図書館職員を所管している学校教育部と協議、連携を行い、どのように進めていくのか考えていきたい。

原 案 可 決

報告第2号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について」

総務課長が報告。

[報告要旨]以下の項目について報告。

「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」等の一部改正について、「北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し臨時に代理する規則」に基づき、臨時に代理したため、報告するもの。

平野委員／市長部局が行った規則改正による対象者はこういった職員なのか。また、何名程度いるのか。

総務課長／資料1ページの下段にある枠が市長部局が行った規則改正による対象者である。

そのため、小、中、特支の勤務者のうちの校務員と学校給食監理士が166名、幼稚園、高校、専修学校勤務者が63名、教育委員会事務局の勤務者が239名である。

平野委員／この対象者は全員、ワクチン接種の作業に従事することとなるのか。

総務課長／表の一番右側となる教育委員会事務局の勤務者239名がワクチン接種の作業に従事することとなる。

平野委員／この表全体では、何人いるのか。

総務課長／全部合わせると7,077人である。

平野委員／今回の改正について、なぜ市長部局と同様の措置を行ったのか。何か、市長部局が行う改正などは、教育委員会も同様に規定を変えなければならないといったルールなどがあるのか。

総務課長／教育職員の権限委譲の際に、市の制度を教育委員会の職員にも基本的には同様に適用することとしている。これにより、今回こ、のような改正を行った。

また、今回の場合、学校の中には2学期制を導入しているところがある。その学校の職員などが夏季休暇を取りやすくするために、このような措置を行った背景もある。

平野委員／私の見解では、夏季休暇というものは、現場での酷暑による業務から体を休めていただき、また、児童生徒の夏休みに合わせて取得することにより、家庭のコミュニケーションのきっかけにしようといったものであると思っている。

この改正を否定するものではないが、何か意見があれば。
総務課長／基本的な理解については、委員のおっしゃるとおりだと考える。今回は、年度限りの特別なものである。

報 告 終 了

その他報告①「小倉南図書館の指定管理者の募集について」

中央図書館庶務課長が報告。

[報告要旨]以下の項目について報告。

小倉南図書館の指定管理者について、募集を行うため、報告するもの。

報 告 終 了

(関係者以外退出)

(2) 非公開案件

協議①「北九州市小中一貫・連携教育基本方針改訂案について」

本議案の提案理由を計画調整担当課長が説明。

[提案理由要旨]

北九州市小中一貫・連携教育基本方針について、協議を行うもの。

大坪委員／方向性としては、この小中一貫教育の方向にしたり、それぞれ施設一体型の義務教育学校と呼ばれるような学校が、北九州市内の中で増えていくことは賛成である。そうすることにより、非常に多くのメリットを市民の方々に訴えていくことができると思っている。

その時に、この資料にあるように、その地域の力を借りながら、義務教育の効果を高めていくため、コミュニティ・スクールや学校運営協議会などといった連携を強めていこうとする中で、地域の組織である自治会と、学校区というものがずれていることが、大きな課題であることが資料に記載されている。

これをどのように上手に解決していくことができるかが、おそらくこの計画で一番大事なことだろうと思っている。

何とか、自治会の範囲とうまくマッチできればいいのかなとは思っている。自治体と学校とが協力して、その地域の未来のまちづくりへ向かうようにうまくできればいいが、私としてもなかなかいいアイデアが浮かんでいないというのが正直な感想である。

自治会の区画という意味ではどこが所管となるのか、お聞きしたい。

総務部長／自治会や公称町名などの区割りは、区役所で調整する。通常、宅地開発された時に、そこの公称町名をどうするかを決めるが、昔からの地域の歴史などといったところから、ある程度ゾーニングされていると思う。

例えば、小倉北区は校区と自治会が一緒になっているところが多いが、八幡だと1つの校区で自治会が5つあったりなど、結構複雑になっているところもある。

田島教育長／教育委員会事務局内部でも、小中一貫を進めるなかで委員がおっしゃる話が課題としてあがってくるだろうと思っている。それは、教育委員会だけの話ではなく、まちづくり全体を再構築しないとできないものであると認識している。

また、本市の「5市合併」という歴史が背景としてあると思うが、例えば若松区では、豊前地方と筑前地方の文化の違いがあるためか、1つの学校区に、複数の自治会があるところもある。門司や小倉は概ね1つの学校区には、1つの自治会であるところが多い。

こういった問題などもあり、それ以外にも地域の実情を踏まえるべきところもあるため、教育委員会としてもどのように進めていくかが今後の課題となると考えている。

竹本委員／確かに1つの学校区に1つの自治会となっていないところも多くあり、また、それぞれの文化や歴史の違いがあるため、簡単には解決しない問題だと思っている。私個人としての意見となるが、まちづくり協議会がその地域を統括しているところが多いので、まちづくり協議会の単位で捉え、整理していくことが、良い方法ではないかと思っている

田島教育長／本市の市民センターについて、福岡市では今でも「公民館」という名称で社会教育施設となっているが、本市では「公民館」ではなく「市民センター」という名称となっている。その市民センターは「1つの小学校区に1つの市民センターを置きましょう」という市全体の方針で設置されてきた背景がある。

この区分けがあるため、地域を1つにできていない要因の1つではないかと思う。

平野委員／方針を打ち出していく時に、課題をきちんと認識していかなければならないということも大事であるが、あるべき姿を描くのも我々の仕事ではないかと思う。

9ページに「高い教育効果が見込まれる新たな学校種である義務教育学校・・・」とあるが、一方で、この文章全体を見ると少し消極的な印象を受ける。

そうではなく、「いろいろ課題、問題はあるが高い教育効果を見込まれること」について、「教育委員会としてしっかりと取り組み、あるべき姿を目指していきたい」と言えるようにしていくべきであると思う。

そうしなければ、この方針自体が何を示しているのかわかりづらくなってしまふ。

「様々な問題があるが、何とかクリアして、将来の教育環境の改善に結び付けていきたい」と打ち出すことが、基本方針ではないかと思っている。

大坪委員／私としても「何とか実現したい」という方向性で進めていただきたいと思っている。そのためには、まず私たち教育委員が、こういった方針をしっかりと精査していく必要があると思っている。

学校規模適正化という観点から、様々な環境下にある学校自体の規模をある程度揃えていくことによって、どのくらい子どもたちによりよい教育環境が提供できるかということ、追い求めていく必要があるのではないだろうか。

また、去年から情報端末が入ったことで、学校の中での学びの姿形が、今後、非常に速いスピードで変わっていく可能性がある。1学年に10人程度の子どもしかいないような場合でも、他の学校の子どもたちと合同で話し合いをするような体験ができるという点では、10年前に比べると、大きな学習環境の変化である。

そういったものがあつたとしても、やはり同じ教室に、物質的に同じ場所と空間を過ごして、対面で話し合う学習効果というのは、絶対に必要だと思う。そういったところのエビデンスとして、一定数の子どもや先生が必要であると思っている。

だからこそ、義務教育学校という方向性であり、小中連携教育なんだという論理で説明ができると、より多くの方に賛同していただけたと思う。

シャルマ委員／私としては、資料9ページの5については、今後現状を踏まえ、大きな方向性を示したものであり、具体的なことは今後検討していくというように読み取った。

特に学校規模適正化という点では、非常にデリケートな問題であり、学校の立地条件や地域の方々の合意など多くの課題をクリアしていかなければならない、進めていく上では、非常に困難な問題であると認識している。そういった意味では、この方針の中であまり具体的な内容を記載してしまうと、これを読んだ人によっては、誤解をしてしまうのではないかと想像する。

平野委員／やはり、「高い教育効果が見込まれる」と主張するのであれば、はっきりとその高い効果が出るように進めていく具体的な方針を示すべきであると思う。

田島教育長／教育委員会としても、この場で様々な意見を頂きたいと思っている。保護者委員でもある、竹本委員からも何か意見を頂きたい。

竹本委員／率直に申し上げると「高い教育効果」とはどういったことなのか、いまいち想像ができない。

それは、やはり他の教育委員が言われているように、具体的な内容が記載されていないから想像がしにくくなっているのではないかと思う。

私としては、この方針の大きな方向性という部分は賛成しているが、例えば「小中ギャップ」という言葉にもいまいちピンと来ていない。私としては、この資料を見て、「小中一貫にすることで、このギャップが解消される」とは、直接的には結び付かない。理解するにはなかなか難しい内容だと思う。

他の委員と同じような意見となるが、やはり私も具体的な目標設定などを盛り込んでいかないと読み手にはなかなか理解できない。今後、教育委員会としてどのようにしていきたいのか、ということが見えない資料であると思う。

田島教育長／津田委員は、1つの地域に町内会長が多くいるような地域をよくご存じかと思うが、そういった立場からの見解も伺いたい。

津田委員／まず、私としても具体的なことを示した方が良いのではないかと思っている。

ただ、まだそうはいかない地域もあることは、十分に理解できる。そういった地域は例えば「多くの課題があるが」という前置きをして説明をするなどの工夫が必要だと思う。

私は、地域の役員となる部会の会長も過去経験したのだが、その際に「教育推進協議会」という名称で部会を立ち上げた。立ち上げの理由として、地域のまちづくりという観点から保健や福祉なども当然必要であるが、「教育」「子育て」という視点を絶対に外してはいけないと思ったからである。

子育ての支援には、「教育」という視点は必要である。そういった意味では、まちづくりには教育という視点は外せないものであると考えており、そういった視点を持って取り組んでいけば、今回の課題なども解決に向かっていくのではないだろうか。

このテーマの方向としては、「あるべき姿」を分かりやすくして、追及していくことが大事である。今回はあくまで「改訂」ということであれば、さらなる連

携もあっていいと思っている。まずは今回の議論として「この方向でいったらどうでしょうか」という大きな絵を描いていただければいいのかなと思っている。平野委員／他の委員の話を聞いていて、やはり大切にしていける必要のある議論だと感じている。今回のこの「小中一貫・連携教育方針」というものは、これ単体を切り取って議論していくことではないような気がしている。

田島教育長／今回の議論を聞いていて、私もそのように感じている。教育の基本方針となる教育プランなどにも影響することだと思っているので、そういった観点も取り入れながら今後進めていきたい。

総務部長／いくつか補足等させていただきたい。

まず最初に平野委員から、方針がわかりにくいといった意見があったが、この意見の回答として、5ページにある「上記のことから、本市では小中一貫教育の実施を目指し」というところが教育委員会として現時点での方針である。

また、9ページの「5. 今後の小中一貫教育の推進」での各委員の意見については、5ページの最初の4行に方針を進めるにあたっての留意すべき点を記載している。

このように読んでいかないとなかなか理解しにくい内容なのかなと思っている。

また、竹本委員の「高い教育効果」についてだが、8ページにもあるように、今後、ガイドラインを作成し、その中で少し示していければと思っているが、どこまでガイドラインに細かく入れるのかは、現時点では決まっていない。

今回の議論の中で、都市政策のような「まちづくり」の視点が欠けているのではないかと感じている。

田島教育長／教育委員会としても課題の1つとして、認識はしていたが、今後、方針などで示していく必要があるかもしれない。

学校教育部長／「高い教育効果」という点についてだが、その効果に大きく関係してくるのが学校の教育力ではないかと思っている。

特に「6-3-3制」で、戦後70年以上も変わっていない中、今の学校現場が抱える大きな歪みは多様になってきているので、それらを解決していくために、学校の教育力を高めていくことが重要になってきている。

1つの打開策として「6-3-3」制、特に義務教育段階での「6-3」の見直し、在り方、子どもの実情などを考えた時に、小中学校の過程がもう少し柔軟に対応できないかということを探っていくことが、1つの小中一貫の教育の効果というところにつながっていくと思う。当然ながら、今の体制などを一度白紙に戻して考えていくことはできない。このジレンマがこの問題を、先に進めにくくしていると思う。

私が以前小学校の校長を務めていた地域では、自治会が5つあり、それぞれの地域の特性などのため、解決すべき問題が多くあったと記憶している。こういった問題に、小中一貫という考え方が解決の一助になるのではないかと思う。

最近では、一部教科担任制を取り入れる等を行った結果、様々な効果が出てきていると実感しているところである。これと同じように、新たな取組として小中一貫をうまく取り入れられれば、効果が期待できるのではないかと思っているが、一筋縄ではいかないので、本日、各委員からいただいた意見を参考に今後さらに検討していきたい。

田島教育長／学校教育部長から、学校側からの意見ということでお話いただいたが、一方で、子どもたち側の立場もしっかりと見ていく必要がある。この小中一貫という

のは、当然ながら子どもたちを小学校と中学校をの間をシームレスに見ていくこととなる。こうすることにより、義務教育期はシームレスにケアできることが大きなメリットではないかと思う。

大坪委員／現状の小中連携教育の課題に、教師間の交流が一つの課題であることが、この資料で示されている。今後、小中一貫教育になり、かつ、施設一体型にしていけば、この部分は大きな改善効果が見込まれるのではないだろうか。

現状でできる範囲として、例えば、校外研修を増やすなどすれば、この問題はある程度解決できる。現実的には、これから学校の先生の指導力、適応力を上げていくためには、OJTをしていかないと改善しない。

1つの学校に一定数以上の先生がおり、かつ、小学校1年生から中学校3年生まで担当している先生がいるということは、おそらく学校の先生たちは、自身の専門性などを増やしていったり、深めていったりされる環境として、とても優れていると思っている。

それは、直接的には先生の資質向上ではあるが、回りまわってそれが子どもたちに返っていくのであれば、施設一体型の義務教育学校は非常に有意義であると思う。

シャルマ委員／先ほど事務局からの話があったように、行政での他部署などを含めた、市全体のまちづくりのことまで考えていき、教育はそのうちの一つであるといった視点が大事なのではないだろうか。

全体で話し合う組織、または、その場がつくられれば、もっと教育委員会としても動きやすくなると思っている。

総務部長／本日の委員の皆様の見聞を聞いて、おそらく教育委員会だけではなく、もっと広い範囲で考えていかなければならないと感じた。この意見を踏まえて今後内容について検討していきたい。

協 議 終 了

4 閉 会

16:50 田島教育長が閉会を宣言